

目 次

第1	募集要項	2
1.	新規発行債券	2
2.	債券の引受け及び債券発行事務の委託	5
3.	新規発行による手取金の使途	5
第2	発行者情報概要書の補完情報	6
1.	発行者情報概要書の補完情報	6

第1 募集要項

1. 新規発行債券

銘柄	第22回公募企業債券	券面総額	金 40,000,000,000 円
記名・無記名の別	一	発行価額の総額	金 39,980,000,000 円
各債券の金額	1,000万円	申込期間	平成18年11月9日
発行価額	額面100円につき 金99円95銭	申込証拠金	額面100円につき金99円95銭とし、払込期日に払込金に振替充当する。申込証拠金には、利息をつけない。
利率	年1.99%	払込期日	平成18年11月20日
利払日	毎年3月24日及び9月24日	申込取扱場所	別項引受証券会社の本店及び 国内各支店
償還期限	平成28年9月23日(金)	募集の方法	一般募集
振替機関	株式会社証券保管振替機構	発行代理人及び 支払代理人	株式会社三菱東京UFJ銀行
利息支払の方法	利息支払の方法及び期限 (1) 利息は、発行日の翌日から償還すべき日(以下「償還期日」という。)までつけ、平成19年3月24日を第1回の利払期日としてその日までの分を支払い、その後、毎年3月24日及び9月24日の2回に、各その日までの前半箇年分を支払う。 (2) 発行日の翌日から平成19年3月24日までの期間につき利息を計算するとき及び償還の場合に半箇年に満たない利息を支払うときは、半箇年の日割をもって計算する。 (3) 利息を支払うべき日が銀行休業日に当たるときは、その前日に繰り上げる。 (4) 偿還期日後は、利息をつけない。ただし、償還期日に本債券の償還を怠った場合には、償還期日の翌日から実際に当該償還が行われた日までの日数につき別記「利率」欄に定める利率により計算される金額(以下「経過利息」という。)を支払う。経過利息は、半箇年の日割をもって計算する。		

償還の方法		<p>1. 償還金額 額面 100 円につき金 100 円</p> <p>2. 償還の方法及び期限</p> <p>(1) 本債券の元金は、平成 28 年 9 月 23 日にその全額を償還する。</p> <p>(2) 償還期日が銀行休業日に当たるときは、その支払は前日に繰り上げる。</p> <p>(3) 買入消却は、いつでもすることができる。</p>
担保保		本債券の債権者は、公営公庫法の規定により、公庫の財産について、他の債権者に先だって自己の債権の弁済を受ける権利を有する。
財務上の特約	担保提供制限	該当事項なし(本債券は一般担保付であり、財務上の特約は付されていない。)
	その他の条項	該当事項なし
取得予定格付		<p>1. 取得格付 AAA</p> <p>2. 指定格付機関名 株式会社格付投資情報センター</p> <p>3. 格付取得日 平成 18 年 11 月 9 日</p>
取得予定格付		<p>1. 取得格付 AA-</p> <p>2. 指定格付機関名 スタンダード・アント・プロアーズ・レーティングズ・サービス</p> <p>3. 格付取得日 平成 18 年 11 月 9 日</p>
摘要要		<p>1. 社債等の振替に関する法律の適用 本債券は、社債等の振替に関する法律(平成 13 年法律第 75 号。以下「振替法」という。)の規定の適用を受けるものとする。</p> <p>2. 募集の受託会社</p> <p>(1) 公営公庫法第 25 条第 1 項に基づく本債券の募集の受託会社(以下「受託会社」という。)は、株式会社三菱東京 UFJ 銀行とする。</p> <p>(2) 受託会社は、本債券の債権者のために弁済を受け、又は本債券に基づく債権の実現を保全するために必要な一切の裁判上又は裁判外の行為をする権限を有する。</p> <p>(3) 受託会社は、本債券の発行要項各項のほか、法令及び公庫と受託会社との間の平成 18 年 11 月 9 日付第 22 回公営企業債券募集委託契約証書(以下「委託契約」という。)に定める義務及び権限を有する。</p> <p>3. 期限の利益の喪失事由 本債券の期限の利益の喪失事由は、次の各号に掲げるものとする。</p> <p>(1) 公庫が別記「利息支払の方法」欄又は別記「償還の方法」欄第 2 項の規定に違背し、5 営業日以内に履行又は治癒されないとき。</p> <p>(2) 公庫が発行する本債券以外の債券若しくはその他の借入金債務について期限の利益を喪失し、又は期限が到来しても 5 営業日以内にその弁済をすることができないとき。</p>

摘要	<p>いとき、又は公庫以外の債券若しくはその他の借入金債務に対して公庫が行った保証の債務について履行義務が発生したにもかかわらず、5営業日以内にその履行をすることができないとき。ただし、当該債務の合計額(邦貨換算後)が50億円を超えない場合は、この限りではない。</p> <ul style="list-style-type: none"> (3) 法令により、本債券の償還期日前に公庫が解散することが決定され、かつ、本債券の債務が継承されないことが明らかとなったとき。 (4) 公庫に倒産処理手続きに係る法律が適用され、当該法律に基づき、公庫に対して倒産処理手続き又はそれに類した手続きが開始されたとき。 <p>4. 公告の方法</p> <p>公庫又は受託会社は、本債券に関し、本債券の債権者に通知すべき事項がある場合は、法令又は委託契約に別段の定めがあるときを除き、官報並びに東京都及び大阪市で発行される各1種以上の新聞紙にこれを掲載することにより、これを公告する。ただし、受託会社が、本債券の債権者のために必要でないと認めた場合は、官報又は新聞紙への掲載を省略することができる。</p> <p>5. 債券原簿の公示</p> <p>公庫は、その本店に本債券の債券原簿を備え置き、その営業時間中、一般の閲覧に供する。</p> <p>6. 本債券の発行要項及び委託契約の公示</p> <p>本債券の発行要項及び委託契約の謄本は公庫及び受託会社の各本店で、その営業時間中、一般の閲覧に供する。</p> <p>7. 本債券の発行要項の変更</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 公庫は、本債券の債権者に不利益を与えない事項については、受託会社と協議のうえ、本債券の発行要項を変更することができる。 (2) 前号に基づき本債券の発行要項が変更されたときは、公庫はその内容を公告する。ただし、公庫と受託会社が協議のうえ不要と認めた場合は、この限りではない。 <p>8. 本債券の債権者集会</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 本債券の債権者集会(以下「債権者集会」という。)は、公庫又は受託会社がこれを招集するものとし、会日より少なくとも3週間前に債権者集会を開く旨及び会議の目的たる事項を公告する。 (2) 債権者集会は、東京都において行う。 (3) 本債券の総額の10分の1以上にあたる本債券の債権者は、その保有する本債券に関する振替法第86条に定める書面を添えて、会議の目的たる事項及び招集の理由を記載した書面を受託会社に提出し、債権者集会の招集を請求することができる。
----	--

2. 債券の引受け及び債券発行事務の委託

	引受人の氏名または名称	住 所	引受金額	引受けの条件
債券の引受け	野 村 證 券 株 式 会 社	東京都中央区日本橋一丁目 9 番 1 号	百万円 25,000	1. 引受人は本債券の全額につき共同して引受ならびに募集の取扱を行い、応募額がその全額に達しない場合はその残額を引受ける。
	三 菱 U F J 証 券 株 式 会 社	東京都千代田区丸の内二丁目 4 番 1 号	14,000	2. 引受手数料は額面 100 円につき金 30 銭(ただし、そのうち幹事手数料(額面 100 円につき金 5 銭)については、その額が金 1,000 万円を超える場合においては、金 1,000 万円。)とする。
	新 光 證 券 株 式 会 社	東京都中央区八重洲二丁目 4 番 1 号	200	
	ド イ ツ 證 券 株 式 会 社	東京都千代田区永田町二丁目 11 番 1 号	200	
	日 興 シ テ ィ グ ル ー プ 証 券 株 式 会 社	東京都港区赤坂五丁目 2 番 20 号	200	
	メ リ ル リ ン チ 日 本 證 券 株 式 会 社	東京都中央区日本橋一丁目 4 番 1 号	200	
	モ ル ガ ン・ス タ ン レ ー 証 券 株 式 会 社	東京都渋谷区恵比寿四丁目 20 番 3 号	200	
計			40,000	
債券発行事務の委託	受託会社の名称	住 所		
	株式会社三菱東京UFJ銀行	東京都千代田区丸の内二丁目 7 番 1 号		

3. 新規発行による手取金の使途

(1) 新規発行による手取金の額

払込金額の総額	発行諸費用の概算額	差引手取概算額
39,980 百万円	121 百万円	39,859 百万円

(2) 手取金の使途

上記の差引手取概算額 39,859 百万円は、公営公庫法第 19 条及び同法附則第 10 項に定める業務を行うために必要な資金に充当されます。

第2 発行者情報概要書の補完情報

1. 発行者情報概要書の補完情報

発行者情報概要書に記載された内容について、発行者情報概要書の作成日以降現在（平成18年11月9日）までの間において生じた公表すべき変更その他の事由はありません。